

入札公告

役務の提供について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

平成24年2月8日

奈良県知事 荒井正吾

第1 競争入札に付する事項

1 入札件名

逓送集配業務委託

2 契約期間

平成24年4月2日から平成25年3月31日まで

3 履行の場所

奈良県警察本部の庁舎及び県下15警察署の23ヶ所

4 入札方法

入札は、履行に要する総額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

第2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる(1)から(5)の全てに該当する者が、この入札に参加することができます。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領に基づく入札参加停止期間中でないこと。

(3) 奈良県物品購入等の契約に係る競争入札有資格者で、営業種目Q役務の提供 7諸サービス 運搬請負等の委託業務に登録していること。

なお、未登録の場合は、入札日までに登録されれば今回の入札に参加することができますので、奈良県会計局総務課へ別途登録申請をしてください。

(4) 県内に事業所を有する者であること。

(5) 奈良県内において、民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)に基づく許可を有し、巡回方式による送達が可能であること。

第3 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒630-8578 奈良市登大路町80番地

奈良県警察本部警務部会計課県費係(県分庁舎1階)

電話(代表)0742-23-0110 内線2237

2 入札説明会の日時及び場所

平成24年2月23日(木) 午後1時30分

奈良県警察本部入札室(県分庁舎1階)

3 入開札の日時及び場所

平成24年3月9日(金) 午後1時30分

奈良県警察本部入札室(県分庁舎1階)

4 郵便による入札

入札書は郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「逓送集配業務委託に係る入札書」と朱書して、平成24年3月8日(木)までに到着するようにしてください。

第4 その他

1 入札者に要求される事項

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、第2に記載の事項を証明する書類を提出し、逓送集配業務委託に係る奈良県警察本部の一般競争入札参加資格の審査を受けなければなりません。

なお、入開札日の前日までの間において、提出書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

(2) (1)の提出資料に基づき第2の規定に該当すると認められる者を落札対象者とします。

(3) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。

(4) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

2 入札の無効

この公告に示した競争参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第7条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

3 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

4 契約締結に関する条件

この調達に係る平成24年度予算が議決されなかった場合は、事業を中止します。

この調達に係る契約は平成24年度予算の執行が可能となった後、締結します。

5 契約の解除

(1) 落札者が契約の締結までに下記要件のいずれかに該当すると認められるときは、落札者と契約を締結しないものとします。

(2) 契約締結後、契約の相手方が下記要件のいずれかに該当すると認められるときは、契約を解除することがあります。

また、契約を解除した場合は、損害賠償義務が生じます。

(要件)

ア 役員等が暴力団員であるとき。

イ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。

ウ 役員等がその属する法人等、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。

オ 上記ウ及びエに掲げる場合のほか、役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

カ 県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

キ 下請契約等に当たり、上記アからオまでのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記カに該当する場合を除く。）において、契約担当者が契約の相手方に対して当該下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

ク 県が発注する物品購入等の契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を契約担当者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

6 賃金等実態調査への協力

受注者は本業務に関し次ぎに示すとおり奈良県が実施する賃金等実態調査について協力をするよう努めなければなりません。

- ・ 調査票に必要事項を正確に記入し、発注者に提出すること。

7 その他

事業についての詳細は、入札説明書によるものとします。